

第1 設問1

1. AのCに対する請求1は、所有権に基づく妨害排除請求権としての返還請求権である。

(1) 請求原因請求原因としては、原告所有、被告占有が必要となる。Aは、工作機械甲は令和2年4月10日に盗まれたものであり、所有権は自己にあるということ、及び令和2年10月15日時点でCが甲を占有していることを主張すると考えられる。

(2) これに対して、Cは自分は甲の所有権を取得したDから甲を借りている(ア)と主張している。DはBから甲を譲り受けているが、即時取得が成立すれば所有権はDが取得することになり、これはAの請求に対する所有権喪失の抗弁となる。では、即時取得(民法192条)が成立するか。

ア 即時取得の要件は、①無権利者である前者から②取引行為によって③平穩かつ公然と④動産の占有を始めたこと⑤善意・無過失であることである。

イ 譲渡人のBは、令和2年4月25日に、空き地に放置されている甲を持ち帰っているだけであり、無権利者である(①充足)。また、Cが動産である甲の占有を始めたのは、BがDに対して有する債務の弁済に代えて譲渡したものである(②及び④充足)。さらに、186条によって、占有者の善意、及びその占有が平穩かつ公然とするものと推定される。

ウ では、無過失といえるか。DはBが代物弁済をする際、Bから「甲は中古機械の販売業者から買った。」と虚偽の説明を受けており、甲に所有者を示すプレート等はなかった。通常機械を中古で購入することは考えられるし、プレート等で所有者の明示がなされていなければ、譲渡人が所有者であると信じることはやむを得ない。また、譲渡人が所有権を有していることを譲受人が確認することは、特に甲が動産である以上、本人に聞く以外の手段を取ることは難しく、考えづらい。このような事情からは、DがBが甲の所有権を有していると信じたことについて無過失であったといえる。

よって、即時取得が成立し、Dは甲の所有権を取得する。

(3) Dが即時取得によって所有権を取得したとの抗弁に対して、AはBからDへの譲渡後もCが甲を現実支配する状態に変わりがない以上、Dは甲の所有権を取得したとはいえないと主張している(イ)。これは、Dの占有が、Bによる指図による占有移転(184条)によって行われており、192条にいう「占有を始めた」にあたらないとの反論だと考えられる。

「占有を始めた」とは、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるがごとき占有を取得することをいう。本件では、BがCとの間で使用貸借契約を締結し、甲を

Cに引き渡した後に、BD間で代物弁済の契約が締結された。そして、BD間の契約締結日に、Bは現実に甲を占有していたCに対して令和2年11月1日にDに返却するよう指示したことで、それまでの間Cが甲を占有するにいたっている。これらから、Cはあくまでも代理人として甲を占有しており、そのことは一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるといえる。

したがって、指図による占有移転も192条にいう「占有を始めた」に当たり、即時取得が成立する。よって、Aの反論は認められない。

- (4) もっとも、甲は令和2年4月10日に窃盗にあったものであり、盗品にあたる。よって、即時取得が成立した場合でも、盗品の回復請求(193条)ができる可能性がある。

盗難があったのは令和2年4月10日であるから、請求時の令和2年10月15日の時点では2年を経過していない。よって、占有者であるCに対してその物の回復を請求することができる。

したがって、この場合Aの請求は認められる。

2. 請求2は、Cが甲の占有を開始した令和2年5月1日から甲がAに返還されるまでの間の使用料相当額の支払いを求めるものである。

第2 設問2について

1. (1)について

- (1) 契約①の内容は、令和3年6月から10月までの5ヶ月間、EがAの事務所にて乙検定の出張講座を週4日行い、それに対してAが月額60万円の報酬を払うこと、及び同年の乙検定の合格者数に応じた成功報酬を支払うこと、である。このことから、Eが負う債務は、令和3年6月から10月までの5ヶ月間、EがAの事務所にて乙検定の出張講座を週4日行うことであるといえる。
- (2) Aは自己が営む事業の従業員の技能の向上のために、普段から乙検定の通学講座を開設していたEに対して出張講座を開くことを委託したものといえる。

講座を開くという仕事の完成と報酬の支払いを約した契約であると捉えれば、請負契約(632条)とも考えられるが、本件は乙講座の合格に向けてEが有するノウハウやスキルを発揮するという場面であり、講座を進めるやり方等についてはEに一定の裁量があるといえる。そして、裁量行使の結果、合格者の数という結果が出た場合には、追加で成功報酬を支払うことになっている。

だとすれば、契約①の性質は、講座を行うという法律行為以外の事務を委託するものであり、準委任契約である(656条)。

2. (2)について

- (1) 請求3は、委任契約に基づく報酬支払い請求であると考えられる。前述の通り、契約①の性質が準委任契約であることを前提とすれば、643条以下の委任契約の規定が準用される。

- (2) 648条1項により、受任者は特約がなければ報酬を請求することができないところ、AE間では月に60万円という報酬の特約が存在したから、この点は満たす。

次に、同条2項では、委任事務を履行した後でなければ報酬を請求することはできないとされている。契約①の締結の際、報酬は月単位で設定されていたことに鑑みれば、月単位で事務を委任しており、その月の講座開講が終わればその月の委任事務の履行があったともいえそうである。

しかし、Aは、令和3年11月に実施される乙検定合格にむけて、従業員にそれに必要な知識等を得させることを目的としてEと契約を締結しているのであり、個別の月ごとに委任しているというよりも、むしろ6月から10月までの期間を一つと捉えていると考えられる。月60万円の報酬は、あくまでも月単位で報酬が定められているだけと捉えるべきである。

そうだとすれば、Eは令和3年8月31日まで講座を継続していたが、同日Aによって契約を解除されているため、「委任事務を履行した」とはいえない。

- (3) だとしても、同条3項2号の「委任が履行の途中で終了したとき」にあたり、同条柱書によって履行の割合に応じて報酬を請求することができるため、支払われていない8月分の月額報酬の支払いを請求することができる。
- (4) 請求4は、令和3年9月および10月の関する損害賠償金120万円を求めるものである。Aは令和3年8月31日に契約を解除(651条)している。委任者が任意に委任契約を解除したとき、同条2項各号に該当する場合には損害を賠償しなければならない。本件では1号該当性が問題となる。
- (5) 「相手方に不利益な時期に委任を解除した」といえるか。

たしかに、AE間で締結された委任契約は既に履行に着手されており、7月分までの報酬も支払われている。そして、本件講座を開催するにあたって、通常通学講座を開いていたEは、通学講座のための代替の講師を手配しており、本件講座のために新たに人材を確保したことはAにも伝えられていた。さらに、新たな出張講座の依頼は受けないこととし、本件講座に専念するために潜在的なビジネスチャンスを放棄していたともいえる。

しかし、本条にいう「不利益な時期」とは、契約締結後、履行に着手する直前など、受任者に大きな損害を与えるような時期を指すと解され、本件のようにそれまでの報酬を支払った上で、委任事務の履行の途中で委任を解除することはこれには当たらない。

- (6) そして、乙検定の合格者数に応じた成功報酬については、前述のとおり6月から10月までの講座開講という委任事務を履行した上で与えられるものであり、AE間の契約の解除後、他者の開設する通学講座を受講したのちに18名が合格したものであるから、8月31日以降講座を開催していないEは、成功報酬を請求

することはできない。

第3 設問3について

1. (1)について

- (1) HのFに対する請求5について、Fは500万円全額または丙の売買代金1000万円につき支払いを拒むことができるか。

まず、Hの請求は、保証契約に基づく債務履行請求権である。請求原因事実は、①主債務の存在②保証契約の締結③②が書面によることである。

令和4年4月1日、HはAとの間でAに500万円を貸し付ける旨の契約を書面により締結し、同日500万円をAに交付している(①充足)。そして、令和4年8月22日、FはHとの間で本件債務をFが連帯保証する旨の契約を書面により締結している(②および③)。よって、請求原因は満たす。

- (2) Fはこれに対して、主債務の弁済期は令和10年4月1日であり、令和15年5月11日時点では、166条1項によって短期消滅時効が成立しているとして、時効の援用(145条)をすることが考えられる。主債務が時効によって消滅していれば、保証債務は付従性によって消滅するため、500万円全額について支払いを拒絶することができる。

Fは保証人であるから、権利の消滅について政党な利益を有する者として時効の援用権者である(同条かつこ書)。しかし、主債務の弁済期が到来した後の令和10年6月20日に、主債務者であるAはHに対して本件債務の弁済の猶予を求める書面を送付しており、この行為は債務の承認(152条)にあたる。よって、時効は更新され、令和15年5月11日の時点では消滅時効は成立していない。

したがって、Fが主債務の消滅時効を理由に500万円全額の支払いを拒絶することはできない。

- (3) 次に、Fは、令和4年8月15日にHA間で締結された丙の売買契約について、支払い期限の8月31日をすぎても100万円の代金支払いがされていないことを理由に100万円の債権を自動債権として、相殺すると主張することが考えられる。

457条2項によって、保証人は主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。しかし、令和15年5月11日時点では、HA間の売買契約の代金支払い期限の令和4年8月15日から長期消滅時効も成立している(166条2項)。

時効により消滅した債権を自動債権とする相殺の508条の要件を満たすか。時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺敵状にあれば、相殺が可能である。代金支払請求権がの消滅時点は、権利を行使することができる時、すなわち支払い期限の令和4年8月15日から10年経った、令和14年8月16日である(140条、初日不算入の原則)。??

2. (2) について